

「基本診療料の施設基準等」

「第八入院基本料等加算の施設基準等」に基づく掲示

「後発医薬品使用体制加算1」の届け出と、 医薬品の共有が不足した場合の対応について

■当院では入院患者さんの医療費抑制のため、「後発医薬品」(ジェネリック薬品)の使用を推進しており、「後発医薬品使用体制加算1」の届出をしております。

■2020年以降。日本国内では、特に後発医薬品の供給不足が続いています。複数の会社が製造する後発医薬品が、品質管理の不備により、出荷停止や限定出荷になっており、その影響は現在も続いています。

■そのため、当院では院内で調剤する薬について、万が一供給が不安定な場合、

- ① 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ② 医薬品の供給状態によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明いたします。



後発医薬品とは？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。